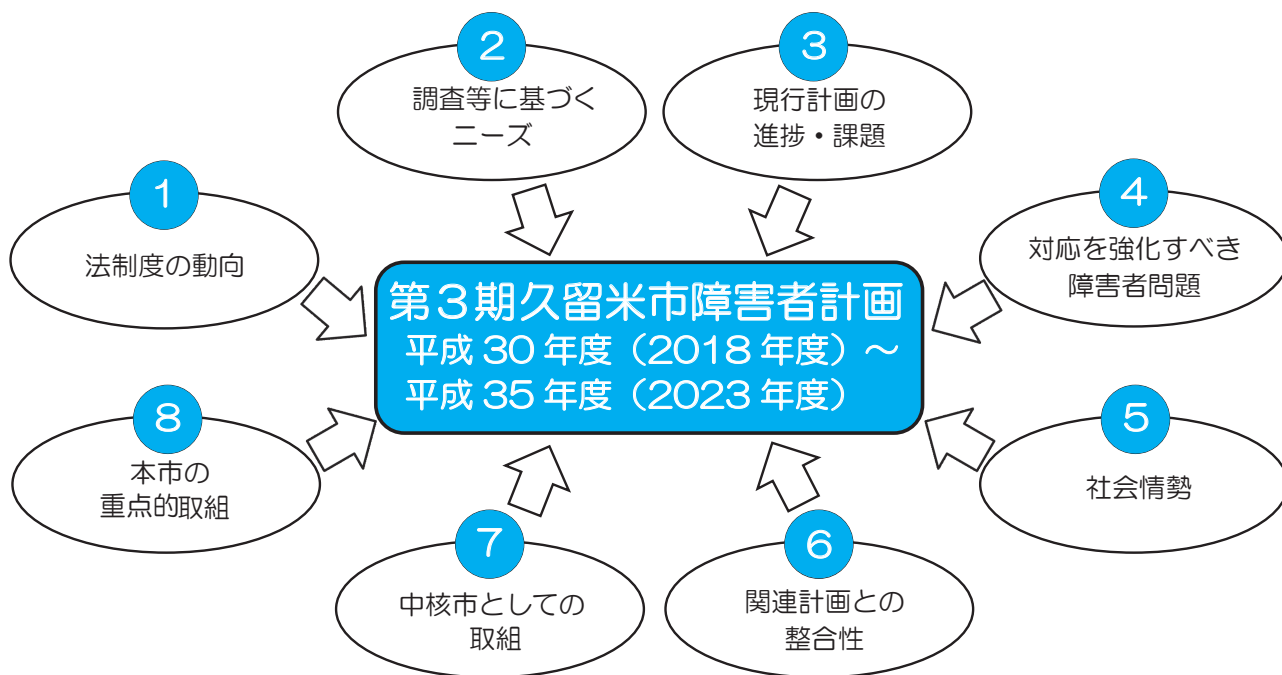


第2部 計画の基本的な考え方

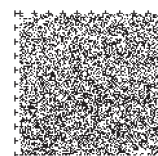
第1章

計画策定の視点

この計画の策定にあたっては、第1部で整理した国の法制度改革などの動向や、障害者(児)生活実態調査などの各種調査で把握した市民ニーズ、第2期計画の進捗と課題をはじめとした、以下の8つの視点を考慮しました。



視 点	内 容
1 法制度の動向	現行計画策定後の関連法制度改革への対応(障害者基本法等)、障害者への差別禁止・合理的配慮の提供、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現
2 調査等に基づくニーズ	障害者(児)実態調査、インタビュー調査等で把握した課題や市民ニーズへの対応
3 現行計画の進捗・課題	現行計画進捗評価に基づく課題への対応
4 対応を強化すべき障害者問題	発達障害、医療的ケアが必要な障害児者、行動障害、難病、高次脳機能障害、複合的困難(障害のある女性・子ども・高齢者等に関する問題)等の課題への対応
5 社会情勢	高齢社会・人口減少社会の進展、障害者数の増加、景気・経済状況の影響等、障害者を取り巻く社会情勢を考慮
6 関連計画との整合性	総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子どもの笑顔プラン、健康くるめ21等との整合
7 中核市としての取組	中核市としての事務権限に伴う施策の推進
8 本市の重点的取組	本市行政運営の方針の反映。「協働」、「セーフコミュニティ」「定住」等



1 法制度の動向

第2期計画策定以降も、国においては「障害者差別解消法」の施行など障害者福祉施策に係る法整備が進められてきました。本計画の策定にあたっては、これら法制度の内容を踏まえ、差別の禁止や、合理的配慮の視点などを重視しました。また、「我が事・丸ごと」地域共生社会の考え方に基づき、障害のある人も無い人も、地域の様々な人たちが共に支え合うことのできる、地域共生社会の実現を目指して策定しました。

2 調査等に基づくニーズ

障害には、身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害）や知的障害、精神障害、難病など様々な種類がありますが、その程度や障害特性は人によりそれぞれであり、また、障害者となった時期によってもニーズが異なります。そのため、障害者やその家族、支援に係る関係者などが、どのような困難やニーズを抱えながら生活をしているのかを把握することが必要です。この計画では、障害者(児)生活実態調査やインタビュー調査等を通じて把握した課題やニーズを十分に考慮して施策を検討しました。

3 現行計画の進捗・課題

第2期計画では、立案した施策の約8割でほぼ目標を達成できましたが、その一方で目標達成にいたらなかったものや、施策を通じて新たな課題が見えてきたものなどがありました。本計画は、このような第2期計画の進捗状況や課題を踏まえて策定しました。

4 対応を強化すべき障害者問題

平成30年（2018年）4月に施行される「改正障害者総合支援法」により、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等への対応が求められます。

一方、精神障害や難病、高次脳機能障害、発達障害など、外見からは症状が分かりにくい障害への周囲の理解不足などにより、暮らしにくさを感じている人は依然として多い状況です。また、医療的ケアが必要な人や強度行動障害のある人など、支援体制が不十分な人に係る家族の介護負担など、対応を強化していく必要があります。

このほか、障害のある女性や子ども、高齢者等への差別、虐待など、今後対応を強化すべき障害者問題についても、可能な限り考慮しました。

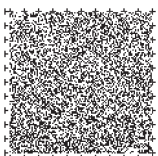
5 社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。

障害者福祉施策においても、今後も少子高齢化・人口減少が進行することを前提とした施策立案を行う必要があるとともに、障害者雇用にも深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。

さらに、近年の精神障害者や支援が必要な子どもの増加など、より多角的な視点で支援のあり方を検討・推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、このような障害者を取り巻く大きな社会情勢についても考慮して取り組みました。



6 | 関連計画との整合性

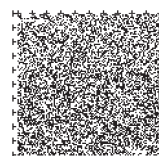
本計画は、まちづくりの総合的な指針となる「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」や「久留米市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」等の保健・福祉分野に関わる諸計画等と整合性を図りながら策定しています。

7 | 中核市としての取組

本市では、平成20年度（2008年度）の中核市移行に伴い、中核市としての様々な施策に取り組んでいます。本計画は、こうした取組を確実に推進するとともに、更なる展開を図ることを考慮しつつ策定しました。

8 | 本市の重点的取組

本計画は、本市の行政運営の基本的視点である、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが提唱するセーフコミュニティが推進する理念に基づき、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」、持続可能な地域社会の実現に向けた「定住促進」という3つの視点を踏まえながら、策定に取り組みました。



第2章

計画の基本理念

障害者基本法は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

本市では、第2期計画において、「誰もが その人らしく 安心して暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、各種施策を推進してきました。

今後は、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を下記のとおりとします。

基本理念

誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

誰もが

「障害のある人にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」の考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す。

自分らしく 生きがいを持ち

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

支え合いながら

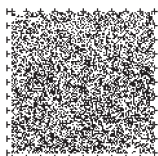
障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

安心して暮らし 続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

まちの実現に向けて

「誰もが 互いを尊重し支え合いながら 自分らしく生きがいを持ち 安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組む。



第3章

計画の基本目標

基本理念のもと、次の5つの基本目標を定め、施策を進めていきます。

1 壁をなくし認め合って生きるために 啓発・広報 生活環境

障害者を含むすべての市民が、自分らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってもに生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約4人に1人が差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがあると回答しており、インタビュー調査などでも、精神障害や発達障害、難病をはじめ、外見からは分かりづらい障害に対する無理解や偏見があることが特に指摘されています。このことから、障害者に対する心の障壁の除去は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。また、生活環境面においても、徐々にバリアフリー化などの取組が進んでいるものの、依然として、外出や移動、各種施設の利用などに困難を抱える障害者も少なくありません。

障害者基本法の改正により、障害とは「心身の機能の障害」と「社会的障壁」と定義され、その緩和・除去のために、社会の側に「合理的配慮」が求められることとなりました。

こうした基本法の趣旨を踏まえ、人の心の障壁や、情報の取得・意思疎通に係る障壁、建物や道路などの生活環境上の障壁の除去に向けて取り組みます。

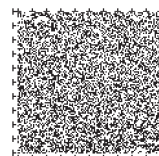
2 安全と安心のために 障害者差別・権利擁護 防災・防犯

近年の大規模災害の発生や、障害者や高齢者、女性、子どもなどへの暴力や虐待の社会問題化など、まちづくりにおいて「安全・安心」は特に重視すべき課題となっています。

特に、相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい立場にあるため、その擁護が図られなければなりません。こうした中、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」などの関連法が成立・施行されており、本市としても障害者差別の解消に向けた取組はもとより、障害者虐待防止の取組、成年後見制度などを活用した権利擁護など、障害者の安全・安心な暮らしを支えるための仕組みづくりや制度の確実な運用に取り組む必要があります。

また、九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生に伴い、防災意識は高まりつつありますが、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約8割が災害に対する備えをしておらず、避難所までの避難や避難所での生活に不安を感じている人も多いことから、災害時における支援体制の充実も重要な課題といえます。

こうした状況を踏まえ、障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりとして、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。



3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために 療育・保育・教育

障害者基本法において、障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができる仕組みづくりが求められています。

障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を継続して受けることが大切ですが、障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約半数以上が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

このため、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・保育・教育体制の構築に向けて取組を進めていきます。

また、学校教育においては、前述のとおり、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。保護者の教育に対するニーズとして専門的知識を持った教職員の増員が求められていることなども踏まえ、教職員の資質向上や医療的ケア等への配慮など、ともに学ぶ環境づくりや、通級指導教室の充実などによる個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組みます。

4 自立して暮らし続けるために 雇用・就労 生活支援 保健・医療

地域共生社会の実現に向け、障害者が自立して地域で生活することができる仕組み・体制づくりが求められています。

障害者(児)生活実態調査によると、生活上の不安・困りごととして多くの人が「経済的な不安」や「将来の不安」、「親亡き後の不安」など、自立して生活することに対する不安を抱えており、市の施策に対する要望でも、これらの不安を払しょくするための経済的支援や就労支援等の充実が重視されています。

障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労定着、就労支援に取り組みます。

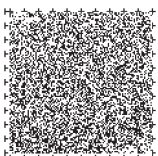
また、生活支援としては、障害者や家族の高齢化、障害の重度化・重複化などの状況を踏まえつつ、障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援の充実、保健・医療制度の推進などに取り組みます。

5 生きがいを持って自分らしく生きるために 日中活動 社会活動

地域共生社会の実現において、地域との関わりは、人権意識の気づきや合理的配慮の提供・改善、防災など、様々な分野の活動の基盤となるものです。そのため、障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、様々な活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。

障害の程度やその人の希望などに応じて、訓練や交流など、様々な日中活動が行えるよう、障害者総合支援法による日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センターやオープンスペースなどの活動促進に取り組みます。

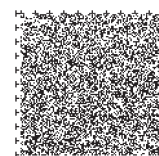
また、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、障害のある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動、社会教育などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障害者の参加促進や、障害者の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。



第4章

施策の体系

基本理念	基本目標	施策区分	施策の方向	分野
誰もが自分らしく生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実【重点施策】	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実	1 啓発・広報
		(2) 情報アクセシビリティの向上	① 情報アクセシビリティの推進	
		(3) 障害者にやさしいまちづくりの推進	① 施設などのバリアフリーの推進 ② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③ 住まいのバリアフリーの推進	2 生活環境
	2 安全と安心のために	(1) 差別の解消・権利擁護の推進【重点施策】	① 障害を理由とする差別の解消への取組 ② 権利擁護の推進 ③ 虐待防止の推進	3 差別解消・権利擁護
		(2) 防災・防犯対策の推進【重点施策】	① 防災対策の推進 ② 防犯・安全対策の推進	4 防災・防犯
	3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	(1) 障害の早期発見・早期対応	① 母子保健事業の充実	5 療育・保育・教育
		(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援	
		(3) 療育の充実	① 子どもの療育体制の充実 ② 発達障害などの啓発の推進	
		(4) 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進 ② インクルーシブ教育システムの推進 ③ 多様なニーズに対応する教育の充実	
	4 自立して暮らし続けるために	(1) 一般就労の促進	① 一般就労移行・定着への支援	6 雇用・就労
		(2) 福祉的就労の充実	① 福祉的就労の場の確保 ② 就労に関する相談体制の充実	
		(3) 就労支援の充実	① 職業能力の習得支援 ② 障害者優先調達推進に係る取組 ③ 関係機関・企業などとの連携	
		(4) 住まいの確保と居住支援の充実【重点施策】	① 住まいの確保 ② 居住支援の充実	7 生活支援
		(5) 在宅福祉サービスなどの充実【重点施策】	① 日常生活の支援や介助サービスの充実 ② レスパイトケアなどの充実	
		(6) 外出支援の充実	① 外出支援サービスの充実	
		(7) 経済的支援の充実	① 経済的支援の推進	
		(8) 相談支援体制の充実	① 相談支援事業の推進 ② 多様な相談窓口の充実	8 保健・医療
		(9) 保健サービスの充実	① 保健事業の充実 ② 心の健康づくりの推進	
		(10) 医療サービスの充実	① 適切な医療サービスの提供	9 日中活動
	(1) 日中活動の促進	① 日中活動系サービスの整備 ② 地域活動支援センターなどの充実		
5 生きがいを持って自分らしく生きるために	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	① スポーツ活動の促進 ② 文化活動の促進	10 社会活動	
	(3) 社会教育の充実	① 生涯学習の推進 ② 社会教育施設のバリアフリー化		
	(4) 地域活動や国内外交流の促進【重点施策】	① 地域活動などへの参加促進 ② 国内外での交流の促進		
	(5) ボランティアなどの育成・活動促進	① ボランティアなどの育成・活動促進		



第5章

重点施策

計画期間中に特に重点的に取り組みを進める施策（重点施策）を、以下の7施策区分とし、毎年度進捗管理を行いながら、確実に推進していきます。

重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

- ◆障害者に対する偏見や差別的取扱いが現存する中、市民の障害者に対する意識の啓発は、障害者が地域で暮らす上で根幹となるものであり、継続的に取り組む必要があります。
- ◆このため、重点施策として、ノーマライゼーションの意識啓発の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者問題に関する広報の充実（施策番号2）
- 障害者問題に関する市職員研修の充実（施策番号8）
- サービス事業者への障害に関する研修の実施（施策番号9）

重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

- ◆障害者への差別の解消について、確実に進めていくため、相談支援体制や解決に向けた仕組みづくりなど、障害者の権利擁護に関する推進体制の強化も図る必要があります。
- ◆このため、重点施策として、差別の解消・権利擁護の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者に対する差別の解消への取組（施策番号28）
- 成年後見制度の利用促進（施策番号29）
- 障害者虐待防止対策支援の推進（施策番号32）

重点施策3 防災・防犯対策の推進

- ◆九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害に対する備えは十分でなく、啓発や支援体制の充実などに取り組む必要があります。
- ◆このため、重点施策として、防災・防犯対策の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

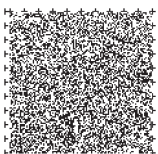
- 防災知識の普及（施策番号33）
- 災害時要援護者支援体制の充実（施策番号38）
- 福祉避難所の充実（施策番号41）

重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

- ◆障害のある子どもに対する支援として、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行える仕組みづくりが第1期計画並びに第2期計画においても強く求められており、その必要性に鑑み、本計画中に前進を図る必要があります。
- ◆このため、重点施策として、切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）（施策番号53）
- 切れ目のない支援体制の確立（施策番号54）



重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

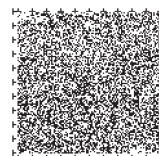
- ◆入所施設や長期入院等からの地域移行の際や、家族介助者の高齢化に伴う親亡き後の生活に不安を抱える障害者や家族が増えており、生活の基盤となる住宅を確保するための支援の仕組みづくりが必要です。
- ◆このため、重点施策として、住まいの確保と居住支援の充実に取り組みます。
《主な具体的施策》
 - 住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備（施策番号 93）
 - 居住系サービスの整備促進（施策番号 94）
 - 住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）（施策番号 95）

重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

- ◆障害者が地域で自立して生活するためには、在宅福祉サービスが非常に重要です。家族介助者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児（者）に対する支援など、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様なサービスを質・量ともに確保する必要があります。
- ◆このため、重点施策として、在宅福祉サービスなどの充実に取り組みます。
《主な具体的施策》
 - 重症心身障害児（者）の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化（施策番号 105）
 - 重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所の場の確保（施策番号 107）
 - 在宅レスパイト事業（施策番号 108）

重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

- ◆障害者が地域で暮らす上では、日頃からの地域の方々との関わりを持ち、共に支え合う関係性を構築することが重要であり、この関係性が災害など緊急時を含め生活の様々な場面での基盤となります。
- ◆このため、重点施策として、地域活動や国内外交流の促進に取り組みます。
《主な具体的施策》
 - 地域活動への啓発・支援（施策番号 146）
 - 審議会・委員会などへの登用の促進（施策番号 147）
 - 国内外イベント等への参加促進（施策番号 151）



第6章

障害者福祉施策における成果指標

基本理念が目指す「誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら 安心して暮らし続けられるまち」の実現にあたっては、地域で暮らし活動する市民や当事者、事業所などで働く支援者、団体、行政などが、目指す地域社会の姿を共有し、協働していくことが必要です。

第3期障害者計画では、計画期間に目指す地域社会の姿を分かりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、計画期間中に特に重点的に取り組みを進める7施策（重点施策）の実現状況を表す「重点施策成果指標」で構成します。

1 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画 第3次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	83.8% (H29 市民意識調査)	90.0% (H35 市民意識調査)
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	82.4% (H29 市民意識調査)	90.0% (H35 市民意識調査)

2 重点施策成果指標

(1) 重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

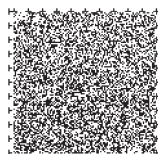
指標名	現状	目標
障害や障害者への市民の理解 (理解されていると思う障害者の割合)	29.3% (H28 生活実態調査)	40.0% (H34 生活実態調査)

(2) 重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

指標名	現状	目標
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	4.7% (H28 生活実態調査)	10.0% (H34 生活実態調査)

(3) 重点施策3 防災・防犯対策の推進

指標名	現状	目標
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	24.2% (H28 生活実態調査)	40.0% (H34 生活実態調査)



(4) 重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

指標名	現状	目標
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	54.7% (H28 生活実態調査)	50.0% (H34 生活実態調査)

(5) 重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

指標名	現状	目標
定住意向 (いま住んでいるところに住み続けたいと思う障害者の割合)	79.7% (H29 市民意識調査)	90.0% (H35 市民意識調査)

(6) 重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

指標名	現状	目標
障害福祉サービスの利用状況 (利用時間が必要時間に対し十分と思う障害者の割合)	46.4% (H28 生活実態調査)	50.0% (H34 生活実態調査)

(7) 重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

指標名	現状	目標
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	21.8% (H28 生活実態調査)	30.0% (H34 生活実態調査)

